

平成28年3月30日
総務省富山行政評価事務所

地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する 行政評価・監視＜調査結果に基づく改善意見の通知＞

総務省富山行政評価事務所（所長：山口正人）は、平成27年8月から28年3月まで、地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視を実施しました。

その調査結果に基づき、富山行政評価事務所は、3月30日、富山運輸支局に対して改善意見を通知しましたので、調査結果及び改善意見の概要をお知らせします。

(注) この調査は、富山行政評価事務所のほかに、中部管区行政評価局、岐阜行政評価事務所及び石川行政評価事務所でも実施しました。
中部管区行政評価局(岐阜事務所分を含む。)及び石川事務所の調査結果の概要については、それぞれの局所のホームページを御覧ください。
※中部管区行政評価局 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>
石川行政評価事務所 <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>

[本件照会先]

総務省富山行政評価事務所 評価監視官
電話：076-432-6347（直）

○ 地域住民の交通手段の利便性及び安全確保対策に関する行政評価・監視の概要

背景事情

- マイカーの普及や過疎化に伴う利用者の減少により、民間事業者が主体に行う路線バス等の廃止、運行回数の減少等が進み、自ら移動手段を持たない高齢者、障害者、通学者等の日常的な交通手段の確保が困難な地域が発生
- 上記のような地域を有する市町村では、路線バス等を補完・代替する交通手段として、事業用自動車又は自家用自動車を利用したコミュニティバス等の運行や、自家用自動車を利用した有償運送等を導入



調査の視点

- 住民の利便性の確保のための取組は行われているか。
- 旅客運送の安全は確保されているか。



調査の概要

富山行政評価事務所は、次の事項を調査

【項目】

- 1 地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況
- 2 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の実施状況

[対象機関] 富山運輸支局、富山県、市町(氷見市、南砺市、上市町)、関係事業者・団体等(3)

[実施期間] 平成27年8月～28年3月

1 地域公共交通会議及び運営協議会の運営状況

○ 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組みの適切な運用

制度の概要

【報告書P 2~6】

地域住民の生活に必要な交通手段を確保するため、市町村は「交通会議」又は「運営協議会」を主宰し、関係事業者、住民、関係機関により必要な事項を協議

【交通会議】

- 国土交通省が作成した「交通会議ガイドライン」では、主宰市町村による交通会議を設置した旨の公表を規定
- 交通会議ガイドラインでは、会議は原則公開とされ、主宰市町村による会議の公開又は議事概要の公表を規定

【運営協議会】

- 国土交通省が作成した「運営協議会ガイドライン」、「平成23年通達」では、主宰市町村による運営協議会を設置した旨の公表を規定するとともに、会議は原則公開とされ、主宰市町村による会議の公開又は議事録の公表を規定
- 道路運送法施行規則では、運営協議会の構成員は、主宰市町村長の管轄する区域の、関係事業者、住民、現に福祉有償運送等を行っているNPO法人等により構成すると規定

主な調査結果

【報告書P 3~7】

- 交通会議や運営協議会の設置を公表していないものや当該会議を公開していない市町あり（下図参照）

項目 会議の種類 自治体	交通会議		運営協議会		
	氷見市	南砺市	上市町	氷見市	南砺市
設置の公表	公表なし	公表あり	公表あり	公表なし	公表あり
会議の公開状況	公開なし	公開なし	公開なし	公開なし	公開あり

- 運営協議会の構成員として、同協議会の区域内で現に有償運送を行っている者を選任していない市あり（氷見市及び南砺市）

所見

【報告書P 7】

富山運輸支局は、交通会議及び運営協議会の適切な運営を図る観点から、次の措置を講ずること

- ① 交通会議及び運営協議会の設置に係る公表並びにこれらの会議及び議事録が公開・公表されていない市町に対し、その実態を把握した上で、交通会議ガイドライン並びに運営協議会ガイドライン及び平成23年通達に沿って公表・公開するよう助言
- ② 運営協議会の構成員が施行規則に基づき適切に選任されるよう、運営協議会を主宰する市に対して助言
- ③ 市町の交通会議担当者、運営協議会担当者等に対し、交通会議、運営協議会の場等を利用するなどして、交通会議ガイドライン又は運営協議会ガイドラインの内容の周知

2 自家用有償旅客運送者等に対する安全確保措置の実施状況

○ 地域住民の交通手段の安全確保対策への取組

制度の概要

【報告書P 20~24】

- 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「運送者等」という。）には、道路運送法施行規則等関係法令に基づき、安全確保措置の遵守が義務付け

【安全確保措置の例】

- ・ 運転者の健康状態等を記載した運転者台帳を作成し、事務所に備え置き
- ・ 乗務しようとする運転者に対して、**疾病、疲労、飲酒等**の理由で安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存
- ・ 使用する自家用有償旅客運送自動車（以下「自家用自動車」という。）の両側面に、自家用有償旅客運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を見やすいように表示するとともに、登録証の写しを当該自動車に備え付け
- ・ 毎年、管轄の運輸支局に、**輸送実績・交通事故件数等**を記載した輸送実績報告書を提出

主な調査結果

【報告書P 20~25】

- 運送者等における安全確保措置の遵守状況を調査したところ、次のとおりの状況がみられた。

- ・ 自家用有償旅客運送者は、運転者の健康状態を確認しておらず、また、運行開始前に乗務しようとする運転者に対し、**安全な運転をすることができないおそれの有無の確認を未実施**（5運送者等中1運送者等）
- ・ **自家用自動車の右側面にのみ標章が表示されている車両や両側面に標章が表示されていない車両が存在**（5運送者等中2運送者等）
- ・ **報告期限を超過して輸送実績報告書を提出**（平成26年度）（22運送者等中15運送者等）
- ・ **輸送実績報告書で報告すべき交通事故を正確に認識しておらず、未報告の交通事故が存在**（5運送者等中3運送者等）

所見

【報告書P 25】



富山運輸支局は、運送者等に対し、輸送の安全を確保する観点から、次の措置などを講ずること

- ① 運転者の健康状態の確認や運転者に対する安全な運転のための確認を適切に行っていない運送者等に対し、当該確認を実施するよう指導すること
- ② 運送者等に対し、自家用自動車における標章の表示及び車内の掲示に係る法令等の規定の周知徹底を図ること
- ③ 輸送実績報告書を法定期限内に提出していない運送者等に対し、当該報告書の提出期限を遵守するよう指導すること
- ④ 運送者等に対し、輸送実績報告書で報告することとされている交通事故の定義等について、関係法令を文書で示すとともに、報告対象となる交通事故の当該報告書への記載を確実に行うよう指導すること

(参考1) 地域住民の生活に必要な交通手段を確保するための仕組み

交通手段の種類

事業用自動車を利用

※運行主体は一般乗合旅客自動車運送事業者で市町村の委託により運行

コミュニティバス、デマンドバス等
(誰でも利用可能)

自家用自動車を利用

※運行主体は市町村

コミュニティバス
(市町村運営有償運送。市町村の住民やその親族等を運送)

自家用自動車を利用

※運行主体はNPO法人等

公共交通空白地有償運送

(過疎地等の公共交通機関がない地域に住む住民で、下記の協議会で合意された会員を運送)

福祉有償運送

(障害者、要介護者等で、下記の協議会で合意された会員を運送)

導入・
運賃改定等

地域公共交通会議

地域公共交通会議は、コミュニティバス等による運送の必要性、運賃等に関する協議を行うため、一又は複数の市町村長等が主宰

【構成員】主宰市町村長又は都道府県知事その他地方公共団体の長、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

合意

運営協議会

運営協議会は、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送の必要性、運賃等に関する協議を行うため、一又は複数の市町村長等が主宰

【構成員】主宰市町村長又は都道府県知事その他地方公共団体の長、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、地方運輸局長、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

合意

地域住民の生活に必要な旅客運送の確保

(参考2) 輸送の安全確保措置の概要

主な安全確保措置	説明	旅客自動車運送事業者	自家用有償旅客運送者
点呼の実施 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条)	運転者に対して、酒気帯びの有無、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存	○	—
安全な運転のための確認 (道路運送法施行規則第51条の18)	運転者に対して、疾病、疲労、飲酒等の理由で安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、その記録を運転者ごとに1年間保存	—	○
乗務員台帳の作成・備え置き (旅客自動車運送事業運輸規則第37条)	運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した乗務員台帳を作成し、営業所に備え置き	○	—
運転者台帳の作成・備え置き (道路運送法施行規則第51条の19)	運転免許証の番号・有効期限・運転免許の条件、運転者の健康状態等を記載した運転者台帳を作成し、事務所に備え置き	—	○
乗務員証の作成・携行等 (一般乗用は旅客自動車運送事業運輸規則第37条第3項、一般乗合は同規則第42条)	一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該事業者の名称、運転者の氏名、作成番号・作成年月日、運転免許証の有効期限等を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた乗務員証を作成し、運転者が携行(一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の名称、運転者の氏名、自動車登録番号等を掲示)	○	—
運転者証の作成・掲示 (道路運送法施行規則第51条の19第3項)	運送者の名称、運転者の氏名、作成番号・作成年月日、運転免許証の有効期限等を記載し、かつ運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、車内に掲示	—	○
自家用有償旅客運送自動車に関する表示 (道路運送法施行規則第51条の23)	自家用有償旅客運送自動車の両側面に、運送者の名称、「有償運送車両」の文字及び登録番号を記載した標章を表示	—	○
登録証の備え置き (道路運送法施行規則第51条の23第3項)	登録年月日、登録番号等を記載した登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備え置き	—	○
日常点検整備の実施 (道路運送車両法第47条の2)	1日1回、運行開始前に、灯火装置の点灯、制動装置の作動等の点検を実施	○	○※
定期点検整備の実施 (道路運送車両法第48条)	国土交通省令に基づく自動車点検基準に定める期間ごとに、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置、電気装置等の点検を実施	○	○
自動車事故の速報の実施 (自動車事故報告規則第4条)	自動車が転覆した事故、死者又は重傷者が生じた事故等の自動車事故等があったときは、電話、ファクシミリ等により24時間以内においてできるだけ速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報	○	○
輸送実績報告書の提出 (旅客自動車運送事業等報告規則第2条、第2条の2)	毎年5月31日までに、輸送実績、事故件数等を記載した輸送実績報告書を運輸支局長等に提出	○	○

(注) 「○」印は、安全確保措置の対象、「—」は当該措置の対象外を示す。

※ 乗車定員10人以下の乗用車は、適宜の実施